

第28回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年10月30日(水)午後2時00分から午後2時50分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室3-A

3 出席委員(22名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(2名)

	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
第2号 農地法第4条の規定による許可について
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について
第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取り消しについて

- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第6号 現況証明について
 協議
 第1号 「幕別町に対する意見の提出について」

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
 忠類支局長 高橋 宏邦
 農地振興係長 岩岡 夢貴
 農地振興係主査 菅原美栄子

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第28回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に9番 高橋委員、10番 深松委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、1番 香西委員、2番 菅野委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXほか計4法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番の説明をいたします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」、農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。</p> <p>案件は、議案書1ページの9月27日、第27回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、記載のとおり条件を付し、令和元年10月25日付けで許可をしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。</p> <p>報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は議案書2ページの、今月17日及び23日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。</p> <p>【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】</p>

議長

以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から4番について議案書をもとに朗読】

1番から4番の案件は、利用調整を行うために解約をするものでございます。

【議案第2号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、売買を行うために解約するものでございます。

【議案第2号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は、利用調整を行うために解約するものでございます。

以上の6件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番から6番は原案のとおり可決され

ました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて」、令和元年5月30日第23回総会議案第2号13番において議決された下記の農用地利用集積計画の取消しについて議決を求めます。

この案件につきましては、まず経緯をご説明したいと思います。平成22年3月の総会で、当時の[]と[]とで、平成22年3月31日から平成32年1月28日まで10年間の賃貸借の農用地利用集積計画が議決されております。

その後、終期を迎える前の本年5月の第23回農業委員会総会で、現在の[]との所有権移転の農用地利用集積計画が議決され、対価の支払い期限を令和2年1月28日としております。この度、譲受人である[]が、体調不良により営農が困難な状況となったことから、[]の譲受が困難となり、その結果、[]ならびに[]の連名により取消願いが提出されたものであります。

なお、新たな譲受人を決定するための利用調整会議につきましては、来月開催される予定であります。

また、今後の日程ですが、本件が議決され、公告後、[]と[]との10年間の賃貸借の効力がまだ継続しておりますので、新たな買受者が決まった段階で賃貸借の合意解約、利用調整会議の結果報告及び所有権移転に係る農用地利用集積計画の議決を来月以降の総会に付議されることとなりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第4号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町よ

り決定の求められた下記の農用地利用集積について議決を求めます。

【議案第4号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号3番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番から6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番から6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号7番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号7番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから7ページのとおり、経営面積、従事日数など同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明します。これらの案件は、本来、地区担当は井田委員であります、農地利用調整会議に私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明させていただきます。

これらの案件は今年21日、町公社が利用調整を行ったものであります。借主はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号7番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号7番から14番は原案のとおり可決されました。

議長

次の、議案第4号15番から18番につきましては、井田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(5番 井田委員退席)

それでは、議案第4号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号15番から18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから9ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明します。これらの案件も本来、地区担当委員は井田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明します。

これらの案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号15番から18番は原案のとおり可決されました。

(5番 井田委員着席)

議長

次に、議案第4号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号19番、20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号21番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号21番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号21番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号21番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号22番、23番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号22番、23番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段から12ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、先月町公社が利用調整を行い、同じく先月に買入要請を行った案件であります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号22番、23番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号22番、23番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号24番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明します。この案件は、先月町公社が利用調整を行い、先月の総会において買入要請を行った案件であります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社でありますので、今回の所有権の移転については問題ないと思えます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号24番は原案のとおり可決されました。

議長

次の、議案第4号25番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(16番 西田委員退席)

それでは、議案第4号25番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号25番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は西田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件は、平成28年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号25番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号25番は原案のとおり可決されました。

(16番 西田委員着席)

議長

次に、議案第4号26番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号26番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、平成27年2月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号26番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号26番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番

この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

続きまして、所有権に移ります。

【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今月21日に高橋委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の

現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に高橋委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に高橋委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長	異議なしとします。よって議案第6号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。 協議第1号について事務局から説明をいたします。
事務局	協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」、次のとおり決定したいので協議を求めます。 本件は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、幕別町に対する意見の提出を行うにあたり、意見書の内容等の協議、検討を行うことを、農業委員会規則第11条により農政部に付託することにつきまして、協議をお願いします。 検討する内容につきましては、2番にありますとおり記載の7項目を予定しております。農政部会でご協議いただいた後、来月11月の第29回総会においてご審議、ご決定いただきましたら、12月上旬に幕別町に対し意見書を提出したいと考えております。 以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。協議第1号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって協議第1号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第28回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。